

第 74 回 鎌倉市緑政審議会 会議録(案)

日 時：令和 2 年 11 月 24 日(火) 10 時 00 分～12 時 25 分

場 所：鎌倉生涯学習センター 3 階 第 5 集会室

出席委員：入江彰昭会長、飯田晶子委員（オンライン出席）、岩田晴夫委員、上村真由子委員、松行美帆子委員、植木陽子委員、田中美恵子委員、山内政敏委員

欠席委員：押田佳子委員、佐藤雄基委員

事務局：吉田都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり課長、後藤担当係長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長（まちづくり計画部次長）、村上担当係長、森公園課長（都市整備部次長）、林課長補佐、持田企画計画課長（共創計画部次長）、高橋環境政策課長（環境部次長）

秋山みどり課長：本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより、第 74 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。審議会開催にあたり、「新型コロナウイルス感染拡大防止」のため、ご出席の皆様にはマスクの着用、手指の消毒等、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。なお、報告事項（1）、（2）、（4）のあと、換気を行います。それによる休憩はとりませんので、ご承知おきください。本日は、新たな任期のもとで開催される、最初の緑政審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は、事務局の都市景観部みどり課長の秋山です。よろしくお願いたします。会議に先立ち、松尾市長からご挨拶の上、委嘱状をお渡しする予定としておりましたが、急遽、臨時議会が招集されたため、本日は、欠席とさせていただいております。皆様の委嘱状につきましては、略儀ながら机前にご用意させていただいておりますので、ご確認ください。本来、1 月 23 日の任期が始まる日に委嘱状をお渡しすることが正式と存じますが、審議会の開催に合わせて、本日、お渡しさせていただきました。よろしくお願いたします。なお、本日欠席の押田委員、佐藤委員については、あらためて、事務局から委嘱状をお渡しするようにいたします。続きまして、大変恐縮ですが、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。お手元に、委員名簿を準備いたしましたので、ご参照ください。なお、本日は、飯田委員が都合により、オンラインでの参加となっております。それでは、入江委員から時計回りで、順番にお願いたします。

入江委員：東京農業大学の入江と申します。任期である 2 年間、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

岩田委員：鎌倉市緑化推進専門委員の岩田です。生物全般担当ということでよろしくお願いいたします。本来の専門は地球化学で、物質やエネルギー循環が専門です。

植木委員：植木と申します。市民委員を務めさせていただきます。今回で 2 回目です。

飯田委員：東京大学の飯田です。今期もよろしくお願いいたします。今期は、鎌倉市緑の基本計画の策定が大きな仕事になると思います。微力ながら尽力させていただきたいと思います。

上村委員：日本大学の山内と申します。専門は、森林生態学、特に物質循環を見ております。今期

2期目になります。昨年は、1年間お休みさせていただきましたが、引き続きよろしくお願いいいたします。

田中委員：田中美恵子と申します。市民委員2期目です。よろしくお願いいいたします。

松行委員：横浜国立大学の松行と申します。専門は都市・地域計画になります。鎌倉市まちづくり審議会の委員も務めさせていただいております。

山内委員：市民委員の山内政敏といいます。前回に引き続き2期目です。普段は、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーで、ボランティア活動として、市内の緑地整備をやっています。

秋山みどり課長：ありがとうございました。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(課長以上職員紹介)

秋山みどり課長：それでは、早速審議会を進めてまいりたいと思いますが、会長が選出されるまでの間、都市景観部次長が議長を務めさせていただきます。

古賀都市景観部次長：それでは、会長の選出までの間ですが、よろしくお願いいいたします。事務局から、委員の出席等について、報告をお願いします。

秋山みどり課長：先ほど、説明しましたが、本日は、押田委員、佐藤委員から欠席のご連絡をいただいております。委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしてございます、鎌倉市緑政審議会規則第3条第2項に従い、審議会が成立していることを報告いたします。

古賀都市景観部次長：続きまして、本日の次第についてですが、「会長の選出及び会長職務代理の指名」、「審議事項」として、「会議の公開について」、「前回審議会会議録の確認」、「報告事項」として、「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」、「緑地の土地所有者支援策について」、「山崎・台峯緑地の一部開園について」、「特定生産緑地の指定について」、最後に「その他」としてあります。「その他」では次回開催日の調整を予定しています。この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

1 会長の選出及び会長職務代理の指名

古賀都市景観部次長：次第1の会長の選出及び会長職務代理の指名をお願いしたいと思います。まず、会長の選出ですが、「緑政審議会規則第2条第1項」において、「委員の互選によってこれを定める」こととしておりますが、いかがいたしましょうか。

岩田委員：引き続き入江委員にお願いして、これまでの実績と経験を活かしていただくのが一番良いと思います。

古賀都市景観部次長：ただ今、岩田委員から入江委員をとのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし。入江委員承諾。)

古賀都市景観部次長：入江委員がお受けいただけるということですので、会長を入江委員に決定さ

させていただきます。早速ですが、会長席にお移りいただき、以後の議事進行をよろしくお願いいいたします。

入江会長：ただ今、ご指名いただきました入江でございます。よろしくお願いいいたします。それでは次第に従い、会長職務代理の指名を行った後に、審議に入りたいと思います。会長職務代理については、審議会規則第2条第3項で「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ことになっています。私といたしましては、前期に務めていただいた押田委員に引き続き、会長職務代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ありがとうございます。事務局よろしいでしょうか。

秋山みどり課長：後日、事務局から、押田委員に意向を確認の上、皆様にメールでお知らせします。

入江会長：ありがとうございます。それでは、今回、新しい任期で審議会がスタートいたします。鎌倉市緑の基本計画の見直しをはじめ、鎌倉市の様々な課題について、より良い施策の展開が図れるよう、施策実現性も踏まえた積極的な議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。次の審議事項に移る前に、事務局から連絡事項はございますか。

秋山みどり課長：審議事項の前に1点連絡事項がございます。「マイクの使用について」です。ご発言の際はマイクの使用について、ご協力をお願いいたします。委員の皆様それぞれにマイクをご用意いたしましたので、そちらをご使用ください。ご発言が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、会議録作成のため IC レコーダで録音させていただきますので、ご承知おきください。

2 確認事項

(1) 会議の公開について

入江会長：次に、資料の確認と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり課長：本日の会議資料について説明いたします。まず、審議事項に関する資料として、資料1は前回会議録です。次に、報告事項に関する資料として、資料2は、「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」、資料3は、「緑地の土地所有者支援策について」、資料4は、「山崎・台峯緑地の一部開園について」、資料5は、「特定生産緑地の指定について」でございます。続いて、会議の公開について説明いたします。本日の会議は、お手元にお配りしている「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、全ての議題を公開することとしたいと考えております。また、資料につきましては、「同要領」に基づき、ホームページへの掲載等により公表することとしています。ただし、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを、規定しております。このことを踏まえまして、会議の公開について、ご確認ください。

入江会長：本日の資料について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等

に関する取扱要領」に基づき、原則として全ての議題を公開としたいとのことですが、このことを踏まえまして、ご意見ございますか。

岩田委員：本日、鎌倉市緑の基本計画の話をするので、重要種や貴重種の生物の話をする事になる。その時は会議録上で伏せ字にさせていただきようお願いします。

入江会長：ただいまの岩田委員からの意見について、事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：会議の内容を確認し、伏せ字にするところは岩田委員と協議して決定します。

入江会長：それでは、会議を公開とし、議事を進めさせていただきます。それでは傍聴者募集について事務局をお願いします。

秋山みどり課長：11月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、2名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。また、傍聴者のうち1名が、記録用にモバイルパソコンの持ち込みを希望しています。持ち込みをお認めしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室及びモバイルパソコンの持ち込みを許可することとします。

(傍聴者1名入室。1名欠席。)

入江会長：傍聴者の方へのお願いです。私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

(2) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：前回は会議録につきましては、前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、ご指摘はございませんでした。資料1としてお手元に配付してございます。

入江会長：前回の会議録につきましては、事務局で示した案のとおりでいかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この会議録により前回審議会の会議録を確認し、確定いたします。

3 報告事項

(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

入江会長：報告事項(1)「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：報告事項(1)「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。「鎌倉市緑の基本計画」は、都市緑地法に基づく、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として市が定めるものであり、現在、見直し作業を進めています。初めに、現在までの経緯について説明します。令和2年1月の本審議会では「見直しの進め方」及び「基本方針」の素案をお示ししました。資料2-1、2-2をご覧ください。「見直しの進め方」については特段の意見はありませんでしたが、「見直しの基本方針」については、1月の審議会での意見を参考に内容の検討を継続してきました。本年6月に、改めて審議会委員の方へメールによる意見聴取を行い、いただいたご意見を反映させた上で、7月14日付けで本方針を確定しました。その後、市民等への意見募集を行いました。資料2-3のチラシの配布や広報等により周知を図り、9月15日から30日間で実施しました。現在は、いただいた市民等の意見も参考にしながら、基本計画の素案のたたき台を作成しているところです。本日は、確定した「見直しの基本方針」の報告、また、意見募集の結果と市の考え方、基本計画の骨子案について、資料を基に説明いたしますので、ご意見をいただきたく存じます。まず、見直しの基本方針の内容について報告いたします。資料2-2をご覧ください。「1 緑の基本計画見直しの趣旨」ですが、これまで、この緑の基本計画によって、緑地保全や都市緑化等、着実に成果を上げてきた一方、自然災害の激甚化に伴う倒木被害の多発等安全な市民生活が脅かされている状況から、緑地の維持管理体制を整備し、保全した緑の質を向上させることによって、市民にとって、緑が安全・安心なものとなるための道筋を提示すること、環境、社会の課題等、緑を取り巻く状況の変化、グリーンインフラやSDGs等の新たな考え方に対する視点を持って計画を見直すことを趣旨としています。次に「2 見直しの基本方針」ですが、「(1) 安全・安心な暮らしのための緑の維持管理手法の提示」では、市内全域の緑に対し、維持管理水準や事業費、スケジュール等、緑の質が向上していくための適正な維持管理に向けた道筋を提示するとしています。「(2) 基本理念・将来都市像の継承」では、計画の基本理念や緑の将来都市像等、目指すものは変わらないと考え、これを継承し、国県の動向や法改正、関連する行政計画の改訂及び社会状況の変化も踏まえて、時代に即した新たな施策へと発展させるとしています。「(3) 緑を取り巻く状況の変化に対する視点からの検証」では、地球温暖化や少子化・高齢化等、緑を取り巻く状況の変化に対して、間伐等の手入れによる緑の質の向上を図り、環境機能を向上させることや、都市緑化を推進し、生活の快適性の向上を図る等の視点から、施策の検討を行うこととしています。「(4) グリーンインフラの視点からの検証」では、自然環境が有する多様な機能を活用しようとするグリーンインフラの考え方については、本市の緑においても交流やふれあいを広げる等、既に多様な機能を有する社会資本として機能していると考えます。今後は、より実効性を高め、また、新たなまちづくり等において大いに活用されるために、流域単位の考え方と合わせて施策の検証を行うこととしています。「(5) SDGsの視点からの検証」では、SDGsの視点においては、緑の多様な機能と、様々な社会課題との関係性を整理し、施策とSDGsの目標とを結びつけ、推し進めていけるよう、施策の検証を行うこととしています。「(6) 実現性の向上」では、現行の計画では、「グリーン・マネジメント」の考え方に基づき、進行管理や課題の抽出等を行ってきました。見直しでは、新たな社会状況やニーズ等を踏まえ、健康づくりと緑地維持管理ボランティアを結びつけ

る等、新たな評価軸や指標を検討し、各施策の実現性の向上を目指します。また、市民や企業等からも協力が得られるよう、概念図や具体的な参加の仕組み等を提示し、方向性や目標を共有できるように、構成や視覚的にもわかりやすい計画を作成するとしています。続いて、市民意見の結果と見直しの骨子について、担当係長が説明します。

後藤みどり担当係長：続きまして、意見募集の結果について説明します。着席して説明いたします。

9月15日から30日間、資料2-3のチラシや広報等で周知し、意見を募集しました。その結果につきましては資料2-4に意見の要旨と市の考え方、資料2-5に意見の全文を一覧にしています。資料2-4をご覧ください。意見の数として、提出者30名、意見数59件となりました。施策別の分類では、「基本理念」が2件、「保全・管理」は26件、「整備」は6件、「緑化」は12件、「連携」は10件、「その他」が3件となりました。特に「保全・管理」について、適正な維持管理の実施を求めるものが多くありました。また、市から緑地の管理方法を示して欲しいとの意見も複数いただいています。「緑化」については、街路樹や開発時の緑化に関する事等、市街地の緑にも関心が高いことが分かりました。「連携」については、民間団体との連携を強めるべきというようなご提案がありました。これに対して、市の考え方で意見への反映は、39件について「施策への位置付け等検討へ反映する」とし、残り20件は、「既に実施している」や「参考意見」「反映しない」「その他」「連携の事業の参考とする」等としています。続きまして、計画の骨子について、資料2-6の1頁をご覧ください。見直しの基本方針と改訂のポイントですが、(1)「緑の基本計画見直しの基本方針」を踏まえ、(2)改訂のポイント、「計画全体での安心・安全の視点の重視」を始めとした7項目とします。2頁をご覧ください。計画の構成は、現在の計画の構成を左側に、改訂後をその右側に表示しています。変更点として、現行計画で内容が重複している部分を削除する等、シンプルに見せる構成としていきます。頁の中段、「緑の配置方針」は、内容を整理して、「緑の保全・整備・創造・連携の推進計画」とし、「古都の歴史文化を支える緑を守り・育てる」等、緑の7つの機能に対応した、7項目に対する方針を明示します。続く「実現のための施策」では、グリーン・マネジメントの実践を継続すると共に、「緑の保全・管理」、「都市公園の整備・管理」、「緑化」、「連携」の施策を記載、リーディング・プロジェクトについても記載していく考えです。個別方針では、山崎・台峯緑地や常盤山特別緑地保全地区等、都市計画に定める具体的な地区について、区域の見直しを行います。最後に、地域別方針では、グリーンインフラの視点から、流域ごとの施策を示し、模式図やイメージ図等を使って分かりやすく明示したい考えです。3から4頁は、目次の構成案です。5頁からは、計画の概要を示しています。今後、肉付けを行っていくため、今の時点では基本的な内容だけ記載しています。序章「緑の基本計画の概要」、項目1、「緑の基本計画の位置づけ」は、各行政計画との整合等を図り、新しい情報に更新します。項目3、「計画期間と目標年度」は、計画期間20年間、目標年次、令和23年としています。6から10頁上段にかけて、基本的な情報については時点修正を行います。特に8頁の下段、「市民の安全・安心に関わる緑」については、土砂災害、浸水災害等のハザード図等も活用することを検討します。10頁をご覧ください。「1-4計画に向けての課題」として、課題抽出の要素を「①上位・関連計画でのまちづくりの目標・方針」、「②関連法令の改正・新しい国の施策」等4つとし、右側、計画に向けての課題として「災害

リスクの高まりを踏まえた安全・安心なまちづくりへの対応が必要」等を抽出しています。11 頁をご覧ください。「第 2 章 鎌倉市が目指す緑の方向性と将来都市像」では、「2-2 鎌倉市がめざす緑の方向性」を、模式図で示します。河川や道路等都市施設、いわゆるグレイインフラとの統合、流域の特性を活かした水と緑のネットワーク等の連結性、緑の持つ多機能性、社会包括的な計画プロセスを、緑の方向性とし、SDGs・共創・共生の視点を取り入れた「鎌倉市版グリーンインフラ」であるとしています。12 頁に移りまして、「2-3 計画の基本理念と緑の将来都市像」では、基本理念は継承することとし、将来都市像については基本的には継承するものの、言葉の整理を行います。「2-4 緑の方向性に沿った計画の柱」は、現計画の 7 つの機能を継承します。計画の柱を推進する方針として「市民や民間との連携」と「流域の特性を活かした緑の環境づくり」を新たに設定しています。「2-5 計画指標」として、前計画の量的指標に加えて、基本方針や課題を踏まえ、連携や環境についての指標を、今後、検討していきます。13 頁からは、推進計画を表にしたもので、前述の計画の柱ごとに盛り込む内容を記載しています。なお、新たな内容を太字としています。15 頁からは第 2 編としまして、「第 4 章 計画の実現に向けた施策の方針と取組」としています。グリーン・マネジメントの実践は前計画での考え方を継承し、16 頁のアクションプランに流域単位の行動等を盛り込むことを検討します。16 頁下段、「4-3 施策の体系と方針」では、基本理念や計画方針に基づき、右側の「実現に向けた施策の柱」を、「緑地の保全・管理」等 4 項目、設定しています。この柱に対し、17 頁、施策の方針を定めます。18 頁は、4-4 取組みの内容と方針として、4 つの施策ごとに現在実施している取組と新たな取組案を盛り込んでいきます。19 頁下段、「4-5 リーディング・プロジェクト」として、「緑の質の充実、ネットワーク形成、担い手の育成」等を提示しています。20 頁「第 5 章 特定地区の方針」として、個別の地区について、管理の方針を新たに加えて、方針を記載します。21 頁、「第 6 章 流域別の方針」では、基本的考え方に、第 2 章に示した目指す緑の方向性を反映させることとし、各流域の方針を示したいと考えています。22 頁、今後のスケジュールについて説明します。来年の 1 月及び 3 月に本審議会を開催し、この 2 回の中で基本計画のたたき台をお示ししてご意見を頂きたいと考えています。その後、素案を作成し、7 月頃の審議会でご了承をいただいたのち、パブリックコメントを実施します。令和 3 年度中には、緑政審議会への諮問を経たうえで、計画を確定していきたいと考えています。説明は以上です。

入江会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご意見、ご質問等を概ね 30 分程度でお伺いできればと思っております。この時間の中で足りない場合は、審議会終了後 1 週間を目途に、事務局に意見をお寄せください。ボリュームのある事項だと思います。どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

松行委員：まず確認させていただきたいのですが、今回、本件は報告事項に入っていますが、審議事項とすべきではないでしょうか。それによって審議会のかかわり方が変わってくると思います。

秋山みどり課長：今回、骨子がある程度決めてから進んでいくものであり、審議して何かを決めていくものではないので、報告事項とし、ご意見をいただきたいということです。

松行委員：審議事項になるのは、最後の諮問の時だけなのでしょうか。報告事項であることに、非常に違和感があります。何かを決める時だけ、審議事項になるということでしょうか。

秋山みどり課長：最終的には緑政審議会に諮問をしますが、来年度以降になります。今回は途中経過の報告になります。

入江会長：この骨子、たたき台について、審議会で議論していくという理解で良いのでしょうか。

秋山みどり課長：よろしいかと存じます。

岩田委員：私は、鎌倉市緑の基本計画の策定からかかわっている一人であるので、過去の経過が分かっていますが、今までの改訂からすると、5年間隔で改訂してきたものが、はじめて10年間開くことになり、事務局の職員も細部まで知っている方がいなくなっているかもしれません。今後、鎌倉市緑の基本計画の方向性を担保することが重要になってきます。今回の改訂をモデルケースとして、どのように改訂作業を進めるか標準化することも重要になります。先ほど松行委員からもご指摘がありましたが、どこまでが審議なのか、審議会に諮問される形も検討していくことが必要かもしれません。審議会からの意見がどのように反映されるのか危惧するところもあるので、工夫していただきたいと思います。簡単に説明しますが、鎌倉市緑の基本計画は、独自性、先見性が社会的にも認められています。様々な工夫をして実行性も担保しています。これらが高く評価されています。例えば近隣市が計画を策定する際、鎌倉市をモデルケースとして参考にいただいています。今後、鎌倉市の緑の基本計画を実行していく段階で、鎌倉市だけでなく、例えば近郊緑地保全区域のように横浜市、逗子市と協同していかなければなりません。そうすることによって、緑のネットワークの形成にも実行性が高まっていきます。改訂を進めていく中で、様々な配慮が必要になってきます。資料をよくまとめていただいているので、ここに書き込む必要があるものではないですが、事務局内部で手順書、マニュアルみたいなものを作成し、標準化されると良いと思います。一点要望です。

入江会長：10年経つと、事務局の担当職員も変わっていく。手順書があった方が良いのではないかというご意見です。事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：現在のところ、最後に説明させていただいた計画策定のスケジュールで、今回プロポーザルで業者を選定したところです。その中で、骨子、大枠を定めてから肉付けをしつつ、緑政審議会の意見を聞きながら、最終的な案をパブリックコメントにかけて、諮問する計画としていました。もともと5年ごとに見直しすることになっていたが、前回見直しを行わなかったということで、10年経ったということですが、グリーン・マネジメントの中で、緑の基本計画は大きな位置を占めています。例えば、グリーン・マネジメントの構図の中で、計画の見直しの手順、引継ぎを意識しつつ今回の見直しの中で考えていきたいと思います。

岩田委員：今回の資料は、かなりよくまとめていただいています。例えば2頁目のところで計画の構成がありますが、通常であればこれで良いと思います。しかし、先ほど言ったように今回は10年間開いており、この間に色々なことが起きています。昨年の台風被害を受けて、市民の皆様の緑に対する要望は増えてきています。逆に言うと、今まで緑地の保全を担保することに力を注いできたが、緑の質を維持する、向上することができていなかった。それが明らかになっています。それに対して、更に加速してどうしていくのかという姿勢

が問われます。前の計画と比較するのは当然ですが、鎌倉市緑の基本計画の方向性を担保するためには、前の前の計画とも比較しなければならないと思います。前の前の計画から前の計画に改訂する時、かなり必死に作業をし、色々なものを加味しました。当然、社会情勢、河川法の改正とか、生物多様性等を反映しました。今回も、災害に目先がいつているようですが、この間にも色々なことが起こっており、そういうものをどこまで事務局が把握しているのかたたき台からでは分からないので、計画に載せるかは別として、基礎資料として審議会委員に事前に配布されるべきだと思います。台風被害のまとめ等も我々は見せていただけていません。どこの緑地がどのような維持管理が必要なのか細部の話も出てくると思いますので、こまめな情報提供をお願いしたいです。また、前回の改訂で積み残している部分がかかなりあります。事務局がどこまで把握しているか教えていただきたいです。

秋山みどり課長：鎌倉市のみどり等において、グリーン・マネジメントの一環として、PDCA サイクルで検証し、それに対する課題を位置付け、施策展開を図るということを繰り返して来たところです。前々回までの細かい説明は難しいですが、前回の鎌倉市緑の基本計画については、地域制緑地の指定等、時代の背景を踏まえながら、緑地の確保というところで大きな役割を担って来て、予算も獲得でき、また、住民からの支援も得ることができました。一方で、この10年で地球温暖化、SDGs、台風被害等様々な要素が変わってきました。時代に合わせて、計画を変えていかなければなりません。現行計画では、2頁の機能別緑のネットワークの構成の中の基本的な緑の7つの機能は、必ず入れなければならないと思います。市民ニーズに基づき、安全安心をクローズアップしていきます。それともう一つ、環境機能の向上をしていくためには、確保だけでなく、緑の質の向上に重点を置いていかなければいけないということが事務局の考え方です。基本的な機能は載せて、行政計画として余すことなく、押さえていきたいという基本的な方向性を持っています。

岩田委員：15頁のPDCA サイクルですが、サイクルを上手く回す、加速する仕組みをつくらなくてはなりません。そのために、様々な形の協働が必要になります。また、協働だけでなく調整役が必要になります。10年経っているのに、同じような図を出している様ではだめだと思います。ワンステップ上がったものにして欲しいです。3、4頁のおおまかな構成ですが、前回時間がなくて、ぎりぎりになって作業した憶えがあります。前回は河川法が改正になり、生態系に配慮した整備、維持管理が可能になりました。各地に分散している緑地を担保していますが、緑地のネットワークをつなぐ上で、河川法をうまく利用しました。水系環境を念頭において、流域ごとのネットワークづくりをやっていきたいと思います。その際、石川先生がまとめてくださり、図を作りました。また、私が事務局から頼まれて、急遽資料を作り載せました。生物多様性について、神奈川県自体が全国的に遅れています。私は県の審議会に出席しているのでわかりますが、おそらく担当者は、生物多様性の概念はわかっているけど、具体的に何をすべきか考えられないのだと思います。色々な指摘をすることが多いです。本来、この場で議論することではなく、鎌倉市の場合は、鎌倉市環境審議会でも議論すべきですが、その審議会は、今は二酸化炭素の削減に目が行っています。例えば生物多様性については、鎌倉市独自でどのような定義にするのか明確にしないと何をしたら良いのか分からず、生物多様性と環境にどういう関係があるのか見え

てきません。それから、リーディング・プロジェクトの10年間の自己評価が全く出てきませんが、自己評価をどうされているのか、資料を次回作成して欲しいと思います。

後藤みどり担当係長：「鎌倉市のみどり」がお手元にあります。これは令和元年度版ですが、128頁から132頁にかけてご参照ください。令和元年度までの9年間の実績と、中間年次に向けた短期的な課題と目標年次に向けた中長期的な課題として、毎年まとめている資料です。この内容を踏まえて、今回の見直しの中身を検討していきたいと考えています。

岩田委員：この資料も先ほど指摘したとおり、担保した緑地が増えたかどうかであり、質の話に言及できていません。今後、税金を投入して担保した緑地の質が低下しないようにしなければなりません。鎌倉市では外来生物が増えてしまって、かなりの費用をかけて自然環境調査を行ってもらいました。当時、各緑地をなぜ保全しなければいけないか、科学的根拠をまとめました。その当時と比べても質の低下は明らかになっています。鎌倉広町緑地、山崎・台峯緑地、常盤山にしても緑の質の低下が顕著になってきています。それはつまり市民の資産が目減りしているということであり、維持管理を行うのは責務です。どういう手法で質を担保するのか、質を向上させるにはどうすればいいのか、議論が出てこなければならず、そのための10年だったと思っています。それが見えてこないのは残念です。ワンステップでもいいから理想に近づけて欲しいと思います。そして、その実現性を担保するには、コーディネート役が必要になります。誰がやるのかも問題になります。それぞれが自分の活動に責任をもって、自己評価できるシステムを積み上げていかないといけない。様々なところで様々な活動がされていますが、やらなかった方が良かったとなる様なことは良くないと思います。自己満足で活動してしまうのは抑制しなければいけません。各緑地・樹林ごとに適正な手法をきめ細かく用意してあげることが必要です。どのようなプロセスで実現できるのか、ある程度目標を掲げた方が良いと思います。

入江会長：大変示唆に富んだご意見をいただきました。緑地・樹木の適正な管理という中で、この10年で明らかに緑の質の低下がみられると岩田委員から提言をいただきました。一方で秋山課長から話があった防災、減災、大型台風等の対応も迫られています。市民レベルでのモニタリング、そこにコーディネーターが入り、モニタリングの仕組みを作る等、今後、PDCAを回していく上で大切な視点かもしれません。上村委員いかがでしょうか。

上村委員：岩田委員の話の中で、緑の質というお話が出ていましたが、私もそれが気になっています。緑の質を向上させる、維持させるということが、安全安心な暮らしのための緑の維持管理手法の提示ということがあると思うが、緑の質をどのように定義するか、できるだけ高い目標を設定することで、存在意義を高めることも大事です。質の定義とはっきりさせることは難しいかもしれませんが、できるだけ専門家等の意見も聞きながら、もう少し明確化させる必要があるかと思っています。質の低下という話で、私は生き物というより樹木に目が行くので、大径木等が増えていると安全・安心な暮らしに対して質が低下しているとみなせると思いますが、一方で、市民の方々は大きな木があると安心するという側面もあるので、市が主導して、こういう質であることが望ましいと提示していく必要があるのかなと思います。

植木委員：今の話に実例として補足します。私は緑地の前に住んでおり、自治会の皆さんが活動していますが、市の指針がない、方向性を示されていないので、皆さんの思いで活動がなさ

れています。人が利用しやすいように木を切る、草を刈るといったことが主な活動となつていますが、逆に園芸種を植えることもします。市が管理する緑地なので、その方は公園課の許可を得ていると言うが、とらえ方を間違えているのかなと思います。リーダーの思いで皆さんが活動をされており、例えば道路から 50cm のところにクロガネモチの幼木が植えられていたりします。こういった現象は、鎌倉市内のあらゆるところで起きている可能性があると思います。市が活動している方に方向性、指針を示すということは大切なことだと思います。

入江会長：今回の鎌倉市緑の基本計画の改訂の中で、どのように緑地を管理していくのか、管理指針を作成していくというような文言が必要なのではないかと感じました。飯田委員いかがでしょうか。

飯田委員：2点あります。今の緑の質の議論とも関連しますが、今までと今回の違いの一つとしては、非常に限られた財源で施策を展開しなければならないことだと考えています。前回の緑政審議会でも議論をしたと思いますが、限られた財源と人材の中で質の低下を抑えながら質の向上につなげていかなければならないとなったときに、優先順位をつけていくことが大事だと思います。鎌倉が担保してきた緑は非常に大きいので、全てを一様に同じ質にすることは難しく、優先順位をつけて、重点的にお金を投入するところとそうでないところの区域を示すことが重要だと思っています。それをどこに入れるのが良いのか考えていましたが、1章の終わりか2章のあたりにたくさん図面を作ると書いてありますが、それらを統合した結果、優先順位をつけていく区域をどう指定していくのか、評価を行う必要があると考えています。もちろん質の内容も含めてです。今の時点では抜けているので、それをぜひ今回の改訂では入れて欲しいと思います。それぞれの視点での評価図が出てくるだけなので、それらを統合した結果どう優先順位を付けていけるのかというところを一緒に考えていきたいと思っています。2点目は、目次を見た印象として前回と非常に似ていて、新しくなった部分が見て取れないと感じました。岩田委員もおっしゃっていましたが、時代が変わって色々な新しい考え方、例えば SDGs とかグリーンインフラとか、改訂のポイントには入っていましたが、目次にはそういうキーワードが入っていません。目次を見ただけで、新しいキーワードが入っていて、新しい計画を目指しているということが伝わってくるように工夫していただきたいと思っています。以上2点です。

秋山みどり課長：たくさんのご意見ありがとうございます。まず、岩田委員の話にありました PDCA ですが、グリーン・マネジメントの中で、アクションプランの策定・推進について市民向け副読本の作成を想定しています。流域ごとの重要性は前回以上に掘り下げて、グリーンインフラそのものであるという考え方です。植木委員、上村委員がおっしゃっていた整備方針のようなものは、次の報告事項に出てきますが、市民からのニーズがあります。自分たちが行動するにあたって、市が示してくれないと、それに沿った良いものがないという市民意見もありますし、イベント等の際にも市民の方から市に要望されており、整備指針を作成することは考えています。それに基づいて、アクションプランで流域ごとの方針が出て、更に緑地ごとの方針を作りながら市民と行動していくことが理想であると考えています。また、飯田委員のおっしゃっていた緑の質の議論と合わせて限られた財源で管理をしていくことについて、優先順位をつけていかなければならないと思います。前回の

緑の基本計画では、緑地の保全の評価をしており、その中で厳しい規制をかけるとか、緩やかに規制をするところと評価を分けてきました。そこについて、質の向上をさせるところの評価を加えるのか検討に入れ、別の評価軸で評価をしていければ良いと思います。少しハードルは高いという印象がありますが頑張りたいと思います。質の定義、目標の設定については、先ほど申し上げたとおり整備方針等でやっていきたいと思っています。

岩田委員：2頁のところ、飯田委員から話がありましたが、限られた財源でやらなければならないという中で、リーディング・プロジェクトを設けています。その中でモニタリングまで伴っているものは少ないと思います。たとえば、常盤山の適正整備事業を10年間やっているの、そろそろまとめができるはず。昨年の台風被害の影響を受けた状況と重ね合わせると、適正整備で行ったテストがあるので、被害を受けやすかったところ、受けにくかったところ、地形的なもの、樹種の問題、管理の手法等との相関が浮き上がってきます。ぜひまとめて、できれば自己評価して欲しいと思います。わからなければ、私に相談していただければ、助言ができます。あと、生物多様性について、現行計画の245頁、当時の審議会会長から指名を受けて、私が用語説明をまとめましたが、当たり障りのないものになっています。これを鎌倉版に書き換えなくてはなりません。ここには解説をあえて載せませんでした。種の地域性という考え方を私が提案し、取り入れてもらっています。これは、鎌倉には谷戸があるという地形的な特性があります。谷戸の部分、例えば北向きか南向きか斜面かによって、植生が変わってきます。それらに配慮した維持管理を行うことが望ましいということで入れました。また、この10年間で、貴重種、重要種が絶滅に近くなってきていますが、全く保全が担保されていません。また、この中で全く触れられていないのは、温暖化が問題になっていますが、樹林だけでなく湿地とか池の管理をきちんとやらないと、メタンガス、硫化水素が出てきますが、これが温暖化に直結します。二酸化炭素より遥かに影響があります。二酸化炭素しか触れられていませんが、その管理もきちんとやる必要があります。それから、私は県の河川管理に関わっていますが、河川敷の草刈りとか樹林管理、護岸管理とか、藤沢土木事務所には配慮してもらっています。今年滑川で、コイヘルペスが発生してしまいました。ただ、私はこれを逆に1つのチャンスだと考えています。河川の支流をチェックしていると在来種のテナガエビが増えています。なぜかと言うと、コイは、何でもかんでも吸い込んでしまいます。テナガエビもあつという間に吸い込まれてしまいます。それがなくなったことで在来の生物がようやく復活しつつあります。1970年頃河川は汚れていましたが、鎌倉市は下水道が普及し、中小河川の水質が向上しています。維持管理手法次第で、生物多様性は向上します。カエルの声がうるさいとか、蚊が増えたという方がいるかもしれませんが、アナウンスの仕方次第だと思います。市民目線で効果が実感できるような工夫について配慮をした方が良いと思います。

入江会長：お話を伺って、種の地域性を考えるとといった文言が、鎌倉市にはふさわしいと感じました。田中委員、山内委員、松行委員いかがでしょうか。

山内委員：私は、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーに所属しています。緑のレンジャー制度自体は、平成8年に鎌倉市緑の基本計画が策定された時に、創設されたと聞いています。5年位前にNPO化しましたが、当初の方向性どおりとなっているか、私自身も活動しながら疑問を持ったりしています。その視点から、今回示されている骨子を見ると、当初考えられてい

た方向性に対しての評価、これで良かったのかを評価した上で、次の計画に進んでいきたいと思います。緑のレンジャー制度は、16頁で、継続となっていますが、単純に継続で良いのでしょうか。今回の改訂でも、連携については引き続き重要視されているので、そういった部分を反映させていただけると良いと思いました。また、緑地愛護会の創設が新規で出ており、これも昨年以来審議してきた内容が反映されているものと思いますが、緑地愛護会とレンジャー制度とのつながり等、今までやってきたことに対して問題意識があって、それではこういうものを新設しようという流れが資料を見る限りでは分かりませんでした。先ほど情報の開示、報告の議論がありましたが、できれば細かく説明していただくと市民にわかりやすくなると思います。

入江会長：市民にわかりやすくという話は、前回の審議会でも飯田委員をはじめ様々な方から意見が出ていたところでした。山内委員から緑地愛護会の創設とレンジャー制度のつながり等についてご意見がありましたが、事務局お願いします。

秋山みどり課長：緑地愛護会の活動は大事だと思います。令和2年度の啓発事業について、緑のレンジャー・ジュニア、シニア、緑の学校は、新型コロナウイルスの影響で執行できない状況です。来年度の予算も緑のレンジャー・シニアのみで、大幅に縮小した方向で検討を進めているところです。市民活動の原動力となる啓発活動が大幅な見直しを迫られている中で、市民の方々に納得していただき、ご協力を得られるような計画にしていきたいと考えています。

岩田委員：現場の話を手内委員からしていただき、良かったと思います。緑のレンジャー制度は、我々当時の指導員が中心になって、要綱から策定した非常にまれな例だと思います。通常は行政側が要綱を作成するものですが、ゼロから市民が作成したものです。当初はジュニアだけで、途中からシニアがはじまりましたが、当初から将来の理想像は議論しています。その中で、中級者向けの講座、コーディネーターが必要になるという話をしていました。20年経って未だにできていません。山内委員から指摘がありましたが、レンジャー制度は、一般の方を対象として、初心者レベルで実習していただいています。さらにステップアップして、中級の研修会を組む必要があるが全くできていません。その中で、コーディネートするシステムを工夫して、現場の方がうまく動けるように配慮していただくのが良いと思います。

田中委員：岩田委員、山内委員の意見に関連しますが、緑の質は大事だと思います。地域の活動で切り開くのは結構なことですが、植物に詳しくなければ、機械で一律に草刈りすると貴重種等がなくなってしまいます。植物が分かる人がいないといけないと思います。十二所果樹園で、キバンジロウという世界の有害植物100に選ばれている木が植えられているそうです。実がたくさんついておいしいらしいのですが、日本でも要注意外来生物に指定されているので、場合によっては、伐採する必要があるのではないかと、心配です。

秋山みどり課長：十二所果樹園は、(公財)鎌倉風致保存会が管理しています。台風被害の対応等、連携をとりつつ、市が補助金を出しています。事実確認の上、対応をとりたいと思います。

松行委員：今までの議論を聞き、鎌倉市緑の基本計画は、先進性、独自性で、他の自治体のモデルになっているという話でした。これからお金が無くなっていく中で、広大な緑をどうマネジメントしていくのか、非常に重要になってきて、緑のレンジャー制度が先進的に行われ

ていますが、また課題もあります。新しい計画では、グリーン・マネジメントにもう少し踏み込んで、これこそもう一つの鎌倉市の独自性、先進性にしていくべきではないかと思いました。色々な主体に参加していただくことが書いてありますが、それぞれの役割が書いていません。単に参加していただくとしか書かれておらず、どのような役割で、どのような方向性で参加していただくのか、ボランティアとしてただ参加するだけではなく、責任ある主体として参加していただくことを書き込む必要があるのではないかと思いました。では、どのような方向性でいけば良いのかというときに、緑の将来都市像では大雑把で分かりません。ここに入れるのか、別途作成するのか分かりませんが、市民の方や色々な主体に責任をもって参加していただくには、方向性を示すべきではないかと思いました。緑の質の向上を目指すという話が出ていました。緑の質が劣化しているのであれば、基本情報のところで、質に対する事項を入れられないでしょうか。岩田委員にお聞きしたいのですが、定量的な指標等を設定することは難しいでしょうか。

岩田委員：情報の出し方は難しいです。会議録作成の際は、工夫していただいておりますが、貴重種や重要種の情報を流すと密猟や盗掘されるリスクがあります。例えば、温暖化の影響で顕著なものが出てきています。20年以上前までは、大船フラワーセンターの温室でしか見られなかったランタナが増えています。人間は、あったものが消えていくと気が付かない。なかったところに何かが出てくると気が付く。なので、今までなかったところにランタナがきれいに花を咲かせている。ただ、そこで喜んでほだめだと話をするのは良いポイントかもしれません。川もきれいになってきて、コイはいなくなりましたが、元々いた魚は増えており、30年ぶりにアユカケという、アユを食べる魚が確認されています。身近な自然を見直していただくきっかけづくりをすると良いかもしれません。

入江会長：ますます緑の学校、緑のレンジャー等の連携が大事だと感じました。今回、事務局に市民意見を聴いていただきましたが、回答者の年齢が見えません。年齢が見え、中学生、高校生、大学生等若い人たちが意見を出していたりすると、将来の担い手につながっていきます。その辺がせつかく市民参画でやろうという時に、意見をとるにしても一緒にやろうという気概があった方が良いと思いながら聞いていました。

岩田委員：会長のご意見を聞いて思いつきました。緑のレンジャーOBの受け皿が全くないので、お金をかけずにできる一つの手法としては、OBをまとめて、波及的に色々な活動グループが出てくると良いと思います。どこかで統括するところが必要なので、みどり課に負担はかかりますが、人材確保していただき、それをコーディネートしていただくのが良いと思います。鎌倉市の名前を持たせて、責任を持たせて活動してもらおう仕組みづくりを工夫して欲しいです。

植木委員：一つだけ気になることがあります。SDGsという言葉がよく出てきます。この鎌倉市緑の基本計画は、誰に見せたいのでしょうか。見せる先によって違うかもしれませんが、SDGsのロゴや言葉は知っているが、中身が分からないという人は多いと思います。中身が分からないと文字を見ても意味がないので、SDGsの説明を多少なりともすべきであるということが最初に気になったことです。SDGsのロゴや17の目標が並んでいるだけの図では、分からないと思います。SDGsのウェディングケーキの図だと「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさも守ろう」、「気候変動に具体的な対策を」、「安全な水とトイレを世界中に」、が一

番下で土台を支えていて、いかに自然環境を守ることが地球にとって大切なことかが分かります。経済は、上の方の2つだけです。なぜ自然環境を保全しなくてはいけないのか、わかるような説明を入れていただきたいと思います。SDGsは2030年までの目標なので、この計画の中間年次の時期とも合うので良いと思いました。

入江会長：貴重なご意見をいただきました。市民の方々にとっても分かりやすい鎌倉市緑の基本計画を作成することが大事だと思います。工夫をしていけるよう事務局に働きかけていきます。更にご意見がある場合、今日から1週間程度で事務局に意見をお寄せください。飯田委員、他にご意見ありますか。

飯田委員：大丈夫です。後でもう一度精査し、何かあれば事務局にメールします。

入江会長：短い時間でしたが、岩田委員をはじめ多くの委員からたくさんのご意見をいただきました。今日から1週間程度を目途に皆様から事務局に意見をいただけたらと存じます。いただいた意見を事務局でまとめたものを私の方で確認していきます。次の審議会に向けて編集のステップを進めたいと思いますので、会長一任とすることでよろしいでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この事項については終了とします。

(2) 緑地の土地所有者支援策について

入江会長：それでは、報告事項の(2)「緑地の土地所有者支援策について」になります。事務局から説明をお願いします。

秋山みどり課長：「緑地の土地所有者支援策について」着席して説明いたします。本日は、新たな支援策の検討結果と、今後、支援策を行うための「緑地の維持管理方針(案)」を作成していきますので、ご意見をいただければと思います。資料3-1をご覧ください。「1 検討の背景」につきましては、近年の台風被害等を契機に緑地の維持管理の重要性が改めて浮き彫りになったこと、令和元年から森林環境譲与税の制度が開始したことにより、税を活用した新規施策により緑地の維持管理、質の向上を進めていきたいこと等があります。本市の支援策の現状について、本年1月の審議会での報告内容を、改めて簡単に説明します。本市の緑地の構成については参考資料1「概念図」をご覧ください。前回審議会資料から抜粋して追記したものです。上の図に示すように、市域の森林面積は約1,284haあり、所有者別では、民有地と、市や県、国等の公有地です。下の図は、民有地に対する市の支援策を概念図に示したものです。民有緑地は、市街化区域又は市街化調整区域に分けられ、それぞれの一部に、地域制緑地が指定されています。いずれの土地でも、原則、管理主体は所有者です。所有者以外の管理に関わる者として、風致保存会、緑のレンジャー等のボランティア団体があり、市は所有者を支援する形で管理に関わっています。それぞれの支援策の対象範囲は図に二重線で示したとおりで、例えば①樹林管理事業は地域制緑地が対象であるということを示しています。参考資料2をご覧ください。「民有緑地維持管理支援策の必要性」は、先に述べた通りです。「民有緑地の維持管理支援に関する現状と課題」としては、所有者不明山林がある、測量や境界確定が未実施の土地が多い等、多くありま

すが、右の矢印に移りまして、これらの課題がある中でも「全ての緑地が適切に維持管理されている状態にすること」を目標として、支援策を検討していきたいと考えています。現在実施中の支援策については、表「鎌倉市において現在実施している支援策」をご覧ください。支援策を4つのタイプに分けています。直接施工型は、市やみどり法人等が、土地所有者に代わり作業を行うもの、奨励金交付型は、土地所有者に奨励金を交付し、本人が行う管理費用の一部に充てるお願いをしているもの、税減免型は、都市計画税・固定資産税を減免するもの、補助金型は、土地所有者等が行った工事等の費用の一部を補助するものです。市で、現在、実施している代表的な支援策は、①「樹林管理事業」は、市が土地所有者に代わり維持管理を行う、「直接施工型」です。主な対象区域は、図の着色部のとおりです。②「緑地保全契約」は、所有者に対する奨励金を交付する「奨励金交付型」です。市街化区域内、図の着色部のうち、概ね1,000㎡以上の緑地が対象となります。裏面に移りまして、③「保存樹林の指定」は、②と同じ「奨励金交付型」です。主に市街化調整区域内で運用しています。④「税の減免措置」は、歴史的風土保存区域等の山林、原野は、市税条例において、固定資産税・都市計画税を課さないとしています。続いて、「鎌倉市において未実施の支援策」の表をご覧ください。法令により既に制度設計されているものです。⑤管理協定制度は都市緑地法に基づくもので、「直接施工型」です。⑥市町村森林経営管理事業は森林経営管理法に基づくもので、「直接施工型」となりますが、基本的には林業の施業を主な目的として森林経営管理を行うというものです。続いて、未実施の支援策で、他市の事例を参考に記載しています。⑦「市独自の緑地管理協定制度」は、土地所有者と協定を結んで市が維持管理する「直接施工型」です。「樹林地維持管理助成制度(横浜市)」は、維持管理に要した経費を補助する「補助金型」であり、後程説明しますが、今回、本市における導入を検討します。支援策の検討の経緯については、担当係長が説明します。

後藤みどり担当係長:資料3-1をご覧ください。「2 民有緑地の維持管理支援に関する現状と課題」として、先ほど申し上げたことに加えて、民有緑地の維持管理は、土地所有者自らが作業を行うのではなく、専門の業者に発注するケースが多くなっており、土地所有者には金銭的負担が生じていること、さらには、維持管理の必要性を認識していない所有者が多くいること等があります。「3 支援策の検討」として、今回、直接施工型、奨励金交付型、補助金型等、複数を組み合わせ、「すべての緑地が適切に維持管理されている状態にすること」を目標とした検討をしました。2頁の図をご覧ください。支援策の対象となる緑地を「全ての緑地とする」、又は「一部の緑地、地域制緑地等とする」、土地所有者の金銭的及び労務的負担を「無くす」、又は「軽減を図る」と分類しました。現在の支援策は、右下で、樹林管理事業や緑地保全契約等を行っています。パターン1では、「全ての緑地」を「維持管理の負担を無くす」、パターン2では、「一部の緑地」を「維持管理の負担を無くす」、パターン3では「全ての緑地」を「負担の軽減を図る」とし、それぞれメリット・デメリットを整理、実現性をまとめました。「4 支援策拡充パターン別検討」をご覧ください。2から3頁に記載します、パターン1及び2では、詳細な説明は省略しますが、実行までに長い時間を要することや、市の経費負担の増大から、実現性を低いとしました。4頁をご覧ください。パターン3「全ての緑地」を対象に、「負担軽減を図る」場合につ

いては、現在、一部の緑地を対象に実施している、①樹林管理事業や②、③等は継続し、その区域の対象外となるところに範囲を広げるよう、新たな支援策として、案A 樹林管理事業の区域追加、案B 管理協定のほか、C・D・E の案を検討しました。メリットは、案D の補助金型では、全ての緑地を対象とし負担軽減が図られ、市の経費等の負担も最小限に抑えられる、デメリットは、案A 等直接施工型の事業は、市の経費等の負担増が見込まれる等としました。(3)実現性の判定においては、案D・E を、令和3年度からの運用が可能としました。「5 検討結果」ですが、パターン3とし、新たな支援制度として補助金交付型と直接施工型を検討することとしました。資料を戻りまして、参考資料1、下の概念図をご覧ください。新たな支援策を追加しています。これにより民有緑地の全体に支援策が充てられること、一方、複数の支援策が重複してしまうことを示しています。当面はこれらの制度を運用していきますが、将来的な維持管理支援策の再構築が必要と考えており、前の議題になりますが、緑の基本計画の見直しの中で位置付けを検討していきます。続きまして、新たな二つの事業について概要を説明します。資料3-2をご覧ください。(仮称)民有緑地維持管理支援事業は「補助金型」の事業です。助成の対象地は、民有緑地全体とします。なお、既存の樹林管理事業との区域の重複があります。助成対象となる作業は、緑地を将来にわたり良好に保全することを目的とした伐採・枝払い・倒木処理等です。緑の基本計画の施策方針と、資料3-3として配付している(仮称)鎌倉市森林の整備方針に沿った作業内容であることを条件としたいと考えています。助成金額は現在検討中ですが、上限額を設定した上で、工事費の全額、又は一部を補助する予定です。②(仮称)市民の身近な森づくり事業は、直接施工型の事業です。対象地は、民有緑地のうち樹林管理事業の対象とならない区域を考えています。制度の内容は、手入れの行き届いていない民有緑地を、土地所有者の承諾を得て所有者に代わり施工するもので、防災上等公共性の高いものから順に行う予定です。なお、これらの事業は、森林環境譲与税を充てる見込みとしています。続きまして、資料3-3(仮称)鎌倉市森林の整備方針について説明します。補助金を交付するにあたっては、無秩序な伐採を防ぎ、一定の方向性に誘導していくことが必要であると考えます。このため、本方針を策定し、いくつかの立地条件に応じた整備内容を提示し、それに沿った作業をお願いすることとします。この整備方針は、緑の基本計画の見直しに対する市民意見の中でも、示して欲しいとの要望があり、補助金の交付への活用にと留まらず、市民と協働して整備していくための指針にもしていきたいと考えています。1、2頁をご覧ください。気候、地形等、鎌倉市の森林の自然環境について、説明しています。3頁からは、地域制緑地等、森林に関わる法令等の制限、緑の基本計画の位置づけを説明しています。4、5頁では緑の基本計画にあります、森林の機能、土地利用形態を記載します。5頁下段から、整備の部分に入り、「5 森林整備の基本的な考え方」として、緑の基本計画の基本理念のもと、適正な維持管理を行い、緑の質の充実と未来に誇れる価値のある緑の創造に向け取り組んでいくこととし、6頁からの「(1) 緑地荒廃の防止」、「(2) 生物多様性の保全」、「(3) 公有財産の適正管理」、「(4) 市民との連携」を基本的な考え方としています。7頁「6 森林整備の方針」として、(1)立地条件により目指す森づくりをタイプ別に区分しました。基本を、「環境保全型」として、立地条件により、ふれあい・利活用型や防災型、景観・歴史的風土保全型等に分類し、8頁(2)に示す期待する機能を

発揮できるような整備を目指します。「(3) タイプ別森林整備の方針」では、タイプ別に目指す森づくりを示し、各タイプで広葉樹林や針葉樹の人工樹林等、現状に応じた整備手法を記載しています。空欄には今後写真を挿入し、分かりやすく表していきたいと思えます。14頁では、実施時期や法令遵守等の留意事項を記載しています。資料の説明は以上です。今後、事務局で民有緑地の維持管理支援策について検討を進め、改めて次回審議会の報告事項とする予定です。本日は、お示しした資料3-3 鎌倉市森林の整備方針案に対するご意見、支援策の再構築についてのご意見、ご提案等を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

入江会長：ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。

松行委員：まず質問です。最後に説明していただいた整備方針案は、誰に向けた資料なのかということをお伺いしたいと思えます。なぜかという、この参考資料1のように今後支援の方策が出てくると思えますが、土地所有者の方が、自分の土地をどうの方針で整備をしていき、かつそのときに使うのはどの支援策が良いのかが分からないような気がするのをお伺いします。

秋山みどり課長：今検討していますのは、森林環境譲与税を活用した民有緑地の支援策です。公有地に使わずに、民有緑地に使っていかうという方針があります。最初の検討の中では、補助金型と直接施工型を組み合わせ、現行の樹林管理事業と合わせて令和3年度は執行していくことを比較して判断したということです。補助金型事業とは、土地所有者が造園業者に手入れを依頼し、実施したものに対して、補助金を交付する事業です。直接施工型とは、今年度、神奈川県の方で森林の現況調査を行っていますので、その結果を基に、荒廃している場所については、市が直接手入れをしていく事業です。補助金型では、土地所有者の方が造園業者に頼むに当たって、無秩序な伐採が行われないような計画になるように、鎌倉市が運用していく上での判断基準が必要になります。そこで判断基準になるよう整備指針を作ったものが、この資料3-3です。この整備指針に合致したものに補助金を出していきます。それを先ほどの基本計画の中でも話にあがったとおり、市民から整備方針を示して欲しいという要望がある中で、この整備方針を公開し、市は市民と協働して整備を進めていく考えがあります。補助金を執行するための判断基準と、市民に向けて協働していくための資料としたい考えです。

植木委員：民有地の緑地という前提なのかもしれませんが、景観について、という文言があるので、ぜひお願いしたいことがあります。大きな屋敷等のお庭には、大きなお屋敷に限りませんが、大きな木があることが多いと思えます。最近それが、駐車場になってしまうことがすごく多いです。資料3-1「1 検討の背景」の3行目にヒートアイランド現象の緩和等とありますが、駐車場は大きな熱を持っていますので、駐車場にする時に緑化をすると随分違うと思えます。前回委員を務めた時にも申し上げましたが、鎌倉市の駐車場がヒートアイランドの面でも景観の面でも良い状態ではないと思えますので、その駐車場にする場合の緑化がこの整備方針に含まれば、ただ単に家を壊して駐車場にするということが防げるのではないかとと思えます。いかがでしょうか。

入江会長：現場に即した課題に直面しているということですが、事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：非常に貴重なご意見でした。ありがとうございます。森林環境譲与税を活用した

事業を令和3年度から執行していくに当たり、譲与される金額は、令和2年に約1,400万円、令和4年約1,800万円とだんだん増えていき、最終的に2,200万円位になるわけですが、その執行に当たってはどこかで線引きをしなければなりません。全ての緑を対象とすることが理想ですが、生け垣の手入れや高齢で草刈りに悩まれている方等もいらっしゃいます。最初林野庁から示された範囲は、森林法の5条森林、ある程度定義付けられた中での森林ということです。市の予算規模の中で、宅地までは手が出せないかなという状況です。

岩田委員：さきほどの緑の基本計画と関連しますが、限られた予算でやるしかないので、やりやすいところから入ってもらえればと思います。資料3-1の4頁の実現性というところで、ボランティアが将来的に活躍する場を確保するという手法があります。例えば、適正整備事業を常盤山でやっている時に、まずボランティアが入り、安全に活動できるように径路を確保する等、色々な仕組みづくりについて、工夫をしました。かなり危険なところは、業者に委託するしかありませんが、業者によって技術レベルの格差があります。業者のスキルアップに配慮して委託すると良いと思います。資料3-3、6頁、生物多様性の記載が2行しかないことが非常に残念です。常盤山でモニタリングをして、色々な工夫をいただいています。地球温暖化によって、竹の侵入が大きな問題になっています。笹や竹をうまく制御する手法を考えなくてはいけません。具体的に紹介できるものが、2、3頁あって当たり前だと思うので、盛り込んでいただきたいと思います。資料3-3の13頁に近いものがあります。例えば、生物多様性に配慮した草刈りの仕方、枝の払い方、竹の処分の仕方等実際にテストしているので、成果としてこういうところで活用されるのが良いと思います。先ほど、松行委員から指摘がありましたが、資料3-3の方針案自体は、役所の内部的なもの、あるいは、土地所有者向けに説明に伺う時に、必要になってくるものになります。これは私が中心になってまとめた自然環境調査の概要版ですが、まとめるに当たって、市民への情報公開の意味はもちろんありますが、一番苦心したのは何かというと、緑地を保全するに当たって、土地所有者にご協力いただくしかないで、その時に科学的に説得力のある資料を作ろうと、また、みどり課の担当職員が説明しやすい資料にしようということです。そのようなことを考えて、方針案を作られた方が、後々事務局が苦労しなくて済むと思いますので、よろしくをお願いします。

秋山みどり課長：岩田委員のおっしゃられるとおり、生物多様性に配慮した整備方法というのは、資料3-3の整備方法に、具体的に入れることになると思います。環境保全型に入るのか、ふれあい・利活用型に入るのか、ということになってくると思います。確保緑地の適正整備事業で得た知見、間伐が行われれば日照が確保され、植物の多様性が確保される等、今後肉付けしていきたいと思います。整備方針案につきましては、森林環境譲与税を活用した神奈川県の一事業の一つとして、神奈川県森林協会が請け負っているサポート事業で、今、内容を一緒に考えていただいています。ある程度科学的なところは抑えられていると思いますが、岩田委員からアドバイスも得ながら、より良いものにしていきたいと思っています。

岩田委員：例えば、常盤山の経験でいうと、まんべんなくあちこちやるのではなく、モデルケースを作った方が良い。定期的に手を加えないと例えば外来種の侵入を許してしまう、群落の誘導が、思ったとおりにいかない等の影響が出てきてしまいます。初年度は特に失敗でき

ないと思います。上手く演出できるよう計画を練っていただくと良いと思います。

田中委員：資料 3-1 の支援策拡充パターンについて、民有地に市が補助金を出すということですが、生け垣への助成程度なら良いと思います。斜面林の枝等が、斜面の下の家にかかっている、お隣に迷惑をかけるとか色々な状況があると思いますが、市が説得して、土地所有者にある程度負担させなければいけないと思います。市が手入れをすることで、土地の資産価値が上がります。それを公金でやることは、納税者からすると不公平感があります。森林の状態が良くなった後に売買されることもあると考えられます。助成金を受けたらその後、何年かは売買しにくくするような規制をする方法はないのでしょうか。

入江会長：ただいま、民有地に対して公的資金を投入するのはいかがなものかという意見ですが、事務局いかがでしょうか。

秋山みどり課長：森林環境譲与税について、森林が持つ公益的機能や環境面について、国民みんなで支えていくという趣旨ですので、民有緑地に公金を投入することがある程度認められているという認識のもとで取り組んでいます。その認識のもと、森林環境譲与税だけでなく、市の一般財源も入れられるのではないかと考えていますが、まずは、森林環境譲与税を活用したいと考えています。

入江会長：受益者負担の問題と公的資金の問題と課題の多いところではありますが、今後も検討していきたいです。

山内委員：資料 3-3、整備方針については、我々も策定を望んでいるし、できると良いと思います。タイトルを森林としていることに市民としては、違和感があります。緑地保全をやっているのに、鎌倉の森林とはどこなのかなという感じがします。民有緑地の支援策も良いと思っています。実際に我々が活動している六国見山、常盤山、台峯もそうだと思いますが、市有地、県有地、民有地が入り乱れていて、ここからは民有地なので、手が出せませんということがあります。松行委員もおっしゃっていたとおり、所有者とうまくつないでいただいて、このような施策があるので、このエリアは、このような方針で、このような形で整備していきたいので、それに従って発注していただくなり、整備を依頼していただくなり、そういった話ができるように支援策が活用されていくと良いと思います。

入江会長：冒頭にお話があった「森林」という文言は、場合によっては、緑地とか、緑に変えられると考えて良いでしょうか。

秋山みどり課長：森林環境譲与税は林野庁から交付されるもので、森林法に基づく森林の定義がされていて、市内 1,284ha の緑地の中で 5 条森林が 1,107ha あるということで、ほぼ全てのところが法律上森林に該当しています。法律上、森林という言葉が使われているので、森林の方がしっくりくるかと思いましたが、確かに森林と緑地の使い分けははっきりしないところもあるので、そこは検討したいと思います。

入江会長：飯田委員、ご意見ございますか。

飯田委員：全体的に方針をたてることは良いと思って聞いていました。資料 3-3 の 7 頁「6 森林整備の方針」の(1)立地条件による森林整備のタイプ別区分で、目指す森林づくりを 4 タイプに区分されていますが、このタイプは、今後、地図に落とし込むのでしょうか。

後藤みどり担当係長：タイプ別にゾーニングし、区域を明確化していくことが理想的と考えていますが、明確な線引きをすることは大変難しく、例えば重複する場所もあると考えています。

まず、環境保全型の森林を基本型としまして、主に人の生活環境を軸として、ふれあい・利活用型、防災型、景観・歴史的風土保全型に分けました。今後、運用時に課題が出てくると思っていますので、この方針をブラッシュアップしていくことを考えています。その際、ゾーニングについても見直す必要があると思います。

飯田委員：土地の所有者にとって、自分の土地がどれにあてはまるのかが気になると思ったので、図化されていると良いと思って質問しましたが、事情はわかりました。

入江委員：今回、事務局で、整備方針を用意していただきました。いきなり100点満点はかなわな
いとは思いますが、今後こういったものを方針として、鎌倉市として整備していくという
ことです。審議会でも随時意見をいただきながら、より良いものにしたいと思
います。今回のこの議題についても、審議会終了後1週間を目途に、事務局に意見をお寄せいただく
ことでよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それでは、この事項については終了とします。

(3) 山崎・台峯緑地の一部開園について

入江会長：それでは、報告事項の(3)「山崎・台峯緑地の一部開園について」、事務局から説明をお
願います。

森都市整備部次長(公園課長)：公園課長の森でございます。「山崎・台峯緑地の一部開園について」
報告いたします。

資料4の1頁目をご覧ください。本緑地は、令和2年4月14日付で都市公園法第2条
の2の規定に基づき供用開始の公告を行ったもので、面積は約19ha、都市公園の種別は風
致公園、名称は「山崎・台峯緑地」です。本緑地の概要ですが、本市域のほぼ中央、JR
北鎌倉駅の西方に位置し、地域の方々から「台峯」の愛称で親しまれている緑地のうち、
鎌倉中央公園の拡大区域として平成19年11月16日に都市計画変更した区域、約27.5ha
の一部です。なお、その東側には平成31年2月6日に都市計画変更し、現在、都市緑地
としての整備を進めている約8.6haの「山崎・台峯緑地」や平成29年6月15日に全面開
園した約1.4haの「山ノ内西瓜ヶ谷緑地」とも隣接し、これらを一体として「台峯」の優
れた自然環境と景観の保全を図っています。平成30年11月16日及び令和元年7月30日
の当審議会における「山崎・台峯緑地(都市緑地)の都市計画変更について」の報告でも
説明をいたしましたが、「台峯」は昭和40年代に開発計画が浮上して以降、その保全が長
年の市政課題となっていた市街化区域内の大規模な緑地で、いわゆる三大緑地と呼ばれて
いる箇所のひとつです。これまでに多くの時間を費やして、市民や土地所有者の方々、神
奈川県等からのご理解とご協力をいただいていたほか、平成8年4月以降は「鎌倉市緑の
基本計画」において保全施策を位置付け、当審議会においても様々なご意見を頂戴すると
ともに、長年積み立ててきた鎌倉市緑地保全基金や国の交付金等も活用しながら、取組を
進めてまいりました。このたび、一部開園した区域は、鎌倉中央公園の拡大区域として都
市計画変更した約27.5haのうち、南管理事務所やため池及びその源流域を中心とした約

19ha で、用地取得や主な施設整備が完了した区域です。

資料の2頁目をご覧ください。主な施設について、ご説明します。下の写真をご覧ください。南管理事務所は床面積が約 80 m²の木造平屋建てで、トイレや市民活動準備室を併設し、来園者の利便性向上やボランティア活動の支援、その他管理の拠点等として機能しています。上の写真をご覧ください。良好な湿地環境を維持するために重要な役割を果たしているため池は、堆積した底泥の浚渫により水質改善を図るとともに、老朽化した堤体の改修を行い、上流から流入する土砂の排出や水位調節等の管理も可能となりました。なお、有機物を多く含みへドロ状であった浚渫土は、港湾・河川・湖沼の浚渫土処理で実績がある安全性の高い泥土改質材を添加し、pHや含水比、悪臭等を改善したうえで堤体改修やため池脇の広場整備等に再利用しました。その他、既存の散策路に階段や手すり、案内サインを設ける等、既存の地形や自然環境を極力改変しない範囲での施設整備を行いました。これらの整備工事に際しては、本審議会委員で、鎌倉市緑化推進専門委員でもある岩田委員に多くのご助言、ご指導を賜りました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。続きまして、本緑地の名称についてですが、先ほど申し上げましたとおり、都市計画としては「鎌倉中央公園」という施設名を使用していますが、長年、「台峯」の保全に向けて活動してこられた市民の皆様の思いを尊重するとともに、その懸命な努力に敬意を表して、「台峯」という語句を活かし、東側に隣接して都市緑地として整備する区域と合わせて、「山崎・台峯緑地」と称することといたしました。最後に、本緑地の今後の事業予定ですが、令和2年度も引き続き用地取得を進めるとともに、北管理事務所の建築や他の入口等の整備工事を進めているところであり、令和3年度には北管理事務所の外構等の整備工を行い、同年度の全面開園を目指してまいります。都市緑地として整備する区域につきましては、令和10年度末までに用地取得や施設整備を行っていく予定です。以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等お伺いしたいと思います。

岩田委員：まず、名称が「山崎・台峯緑地（鎌倉中央公園拡大区域）」ということですからっきりしたのよかったですと思います。全面開園になれば、括弧書きもとれると思います。今回の一部開園について、お願いがあります。隣接する西側の鎌倉中央公園が開園した後で、問題が顕在化しています。例えば、夕方になると犬の散歩が非常に多くて、いつの間にか鎌倉中央公園が犬のトイレになってしまっています。自然度の高い台峯の方では、できれば犬やペットが入らない、ご遠慮いただく地域としてマナーの徹底をお願いできると良いと思います。そうすることで、ノウサギの生息場所の分断を防ぐことができます。タヌキ、イタチ、ノウサギが安心して今までどおり生活できる環境を保ち続けて欲しいと思います。先ほど、植木委員からご指摘がありましたが、中の貴重な動植物を持ち出すことはやめて欲しいですが、余計なものを持ち込む人も最近多いです。それによって、生態系が乱されることになるので、マナーを出入口に明示する等、最低限のことをやっていただくことをお願いします。

入江会長：鎌倉中央公園は、風致公園であり、山崎・台峯緑地は、都市緑地というカテゴリー分けになっています。そのあたりでもマネジメントの違いが出て当然かと思いますが、事務局

いかがでしょうか。

林公園課課長補佐：公園課課長補佐林と申します。ご指摘のとおり、鎌倉中央公園拡大区域という部分と、都市緑地という部分では、都市計画上の都合等、整備手法、段階を分けていますが、いずれにしてもまとまりのある台峯、豊かな自然が一体としてまとまりあるということに変わりはないと思います。市民の皆様が、特に重要視されているところだと思いますので、十分注意します。さきほど岩田委員がおっしゃっていただいたように、利用者のマナーの問題はつきまとうことになると思います。犬の散歩について、どこまで制限できるのか。ペットを飼われている方には、マナーをしっかりと守られている方もいらっしゃるのですが、一概にどうこうするという事は難しいと思います。マナーへの呼びかけについては、将来的には、指定管理者制度になるのか、委託という形になるのか決定していませんが、委託先とも連携しながら、行っていきます。注意看板、マナーの呼びかけのサインを現地には掲示したいと思います。これからの工事で整備していく部分が残っていますが、利用する皆様に周知を図っていきたいと思います。持ち込みや持ち去りについても、合わせて対応していきたいと思います。利用される皆様が、気持ちよくそれでいて自然環境にも負荷を与えないような管理を目指していきたいと思いますので、今後ともご意見、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

植木委員：今のサインについて、できればもう一点お願ひしたことがあります。最近、アウトドアブームで、昔より、小型バーナーを持ち込んで、飲み食いをしている方を見かけることが多くなっています。公園は、火気厳禁のはずなので、周知方法を考へていただきたいと思ひます。通りがかりに注意してもどこに書いてあるのだと言われてしまうので、注意しようにもできない状況です。

林公園課課長補佐：昨今のアウトドアブームで、そのようなことを行方はいるかもしれませんが、都市公園として公告をしたということになると、鎌倉市都市公園条例で、火気の使用は、許可されたもの以外は禁止ということになります。現地に条例を掲げるわけではないので、看板に入れる等対応を考へたいと思ひます。

入江会長：他にご意見のある委員方がいらっしゃるとは思ひますが、場合によっては、時間の関係上恐縮ですが、こちらのご意見も審議会終了後、事務局にお寄せいただければと思ひます。今回の報告事項についても、とりあえず審議会として報告事項は承ったということとしたと思ひます。よろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：それでは、この事項については終了とします。

(4) 特定生産緑地の指定について

入江会長：それでは、報告事項の(4)「特定生産緑地の指定について」、事務局から説明をお願いします。

永井まちづくり計画部次長(都市計画課長)：都市計画課長の永井です。鎌倉市緑の基本計画に生産緑地地区の位置付けがございますので、その辺りから説明をしようと思ひていましたが、

時間がおしているのので、係長から資料の内容説明をさせます。

村上都市計画課担当係長：都市計画課担当係長の村上と申します。報告事項(4)「特定生産緑地の指定」について説明します。本件は、鎌倉市緑の基本計画における生産緑地地区の指定を継続するという方針に基づき、令和2年4月1日より開始しました、特定生産緑地指定事務について報告するものです。説明は資料5右下の頁に沿って進行いたします。はじめに、1頁の特定生産緑地制度の創設の経緯についてです。平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、これに基づく都市農業振興基本計画において、市街化区域内の農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置付けられ、計画的に保全する方向性が示されました。これに伴い、引き続き都市農地の保全を図るため、平成29年に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。2頁に移りまして、都市計画の告示日からまもなく30年を迎える生産緑地地区については、市が所有者等の意向を踏まえ、特定生産緑地の指定を行うことが可能となりました。本市においては、生産緑地地区の当初指定告示日である平成4年11月13日から30年後の令和4年11月13日までに特定生産緑地の指定を行う必要があり、指定には時間を要することから、令和2年4月から特定生産緑地指定に向けた事務を開始しました。3頁に移りまして、特定生産緑地の概要についてです。特定生産緑地に指定されると、都市計画の告示日から30年経過後も現在の生産緑地地区と同様に、固定資産税は引き続き農地評価、10年の営農が義務付けられる、次世代の方も納税猶予が受けられる等の特徴があります。4頁に移りまして、一方、特定生産緑地に指定されなかった場合は、固定資産税等の負担が増える、いつでも買取り申出が可能、次世代の方は納税猶予が受けられない等の特徴があります。5頁に移りまして、鎌倉市における生産緑地地区の現況です。本市は現在、136箇所、約17.1haの生産緑地地区を都市計画決定しています。そのうち、全体の約8割の111箇所が平成4年、当初指定の生産緑地地区となっています。令和2年3月より、この111箇所の生産緑地所有者に対して、意向を確認し、それを基に令和2年4月から特定生産緑地指定事務を開始しました。6頁に移りまして、令和2年11月時点での都市計画審議会における諮問状況です。令和2年11月12日に都市計画審議会を開催し、意向確認対象の生産緑地地区111箇所のうち、1箇所の生産緑地地区の一部を含めた11箇所に加え、指定しない意向を確認した1箇所の計12箇所の諮問を行い、「異議なし」の答申を得ています。残る箇所は99箇所と1箇所の一部となっています。意向確認の締め切りは令和4年3月31日のため、引き続き周知を図り、指定に努めてまいります。7頁に移りまして、特定生産緑地の指定要件です。本市の特定生産緑地指定要件は、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱において、第3条「(1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目に掲げる条件に該当していること。」「(2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。」と定めています。(1)の要件は、指定する対象が生産緑地地区であるため、指定基準に合致しているものとしています8頁に移りまして、最後は平成4年指定の生産緑地地区に対する今後のスケジュールです。令和2年3月から意向確認書類一式を、生産緑地当初指定所有者138名に対して送付しました。令和2年4月1日から指定意向及び農地等利害関係人の同意取得状況を確認したのち、順次、鎌倉市都市計画審議会の意見を聞きなが

ら手続を進めます。都市計画審議会での意見聴取を終えたのち、特定生産緑地指定公示、農地等利害関係人への通知をもって指定手続が完了します。この一連の手続を令和4年11月13日までにやる必要があります。現在ご説明いたしましたスケジュールは、平成4年指定の生産緑地地区に対する指定スケジュールです。平成5年以降に指定した生産緑地地区については、ここから1年ずつ後ろ倒しにしたスケジュールとなります。以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。こちらは、都市計画審議会にすでに諮問されているという理解で良いでしょうか。

村上係長：そのとおりです。

岩田委員：昨年の台風の被害が大きかったと思います。ビニールハウス等も被害を受けた方が多いと思います。営農意欲が低下していると予想されますが、市独自のサポートはとれるのでしょうか。

村上係長：生産緑地地区の管理については、所管が農水課になります。確認して報告いたします。

岩田委員：急ぎませんので、報告をお願いします。

入江会長：私の方から、今日でなくて構いませんが、鎌倉市の生産緑地は平成4年が16.9haということですが、今後、平成5、6年となるに従って、どのくらい件数があるのか情報提供いただきたいと思います。

村上係長：別途、報告します。

岩田委員：生産緑地も緑地の一つですが、そこでどのような作物が作られているのか、緑地としての機能の向上について考えると、少し興味があります。何らかの営農作物のデータがあれば、提供していただけるとありがたいです。

村上係長：別途、提供します。

飯田委員：1点だけよろしいでしょうか。鎌倉市緑の基本計画との関連ですが、計画に農地の話を組み込んでいなかったの、入れるべきだと思いました。

入江会長：それでは、この報告事項についても承ったということで、終了したいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：報告事項については、了承いたします。その他、特筆すべき質問等はございますか。

(意見なし)

入江会長：それでは、報告事項を終了いたします。

4 その他

(1) 次回審議会日程調整

入江会長：その他の事項として、第75回審議会の日程調整ということで、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：次回審議会の開催日時につきましては、事前に予定を確認させていただいたところ、令和3年1月26日（火曜日）の午前は9名出席可能とのことですので、この日程ということでお諮りしたいと思います。開催場所につきましては、鎌倉市商工会議所を予定しています。

入江会長：よろしいでしょうか。

（意見なし）

入江会長：それでは、次回の開催については、令和3年1月26日、午前中ということでよろしくお願います。その他、事務局から補足はありますか。

秋山みどり課長：本日ご欠席の委員には、別途日程の連絡をいたします。ご出席の皆様におかれましては、会議の開催にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

岩田委員：本来、事務局からお話した方がよいと思いますが、前会長の興水先生が今年2月に亡くなられました。家族葬ということで、我々は弔意を示すことができなかったのですが、興水先生には、鎌倉市緑の基本計画の策定からこれまで非常にお世話になっていますので、感謝をするとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

（2）審議会確認事項

入江会長：それでは、本日の次第の最後になります。本日の確認事項を事務局からお願いいたします。

秋山みどり課長：1 審議事項、(1) 前回会議録の確認、会議録を配付し、委員の確認をもって了承いただいた。2 報告事項、(1) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて、骨子について事務局から報告があり、内容について概ね了承いただき、後日提出されるご意見の取扱いについては会長一任とすることとした。(2) 緑地の土地所有者支援策について、事務局から報告があり、後日提出されるご意見を踏まえ次回の審議会までに内容をまとめ、改めて報告することです承いただいた。(3) 山崎・台峯緑地の一部開園について、事務局から報告があり、内容について了承いただいた。(4) 特定生産緑地の指定について、事務局から報告があり、内容について了承いただいた。3 その他、(1) 次回審議会日程調整、令和3年1月26日（火曜日）10時から鎌倉商工会議所301会議室にて開催することとした。本日の確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思いますが、ご意見等はございますか。

（意見なし）

入江会長：特にご意見等がなければ、本日の確認事項について、了承ということといたします。よろしいでしょうか。それでは、本日の緑政審議会はこれで終了とさせていただきたいと思えます。長時間に渡り、ありがとうございました。

（終了）